

会議記録

会議名称	令和7年度第1回 杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会
日時	令和8年2月17日（火）午後7時00分～午後7時51分
会場	杉並区役所 中棟6階 第4会議室
出席者	<委員> 玉村会長、浅賀委員、佐々木委員、西谷委員、前田委員、平田委員、八木委員、大野委員、真砂委員、中村委員、田中委員、奥田委員、市村委員、庄司委員、手島委員、阿部委員、松村委員、荒井委員（遅参） <区側> 国保年金課長
配布資料	・席次表 ・委員名簿 ・諮問文（写） ・令和7年度第1回 杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会資料 ・関係法令の抜粋資料
会議次第	1 開会 会長挨拶 国保年金課長挨拶 2 議題 （1）諮問事項の審議 令和7年度諮問第1号 令和8年度国民健康保険料率等の改定について 3 その他 4 閉会

会長	定刻になりましたので、会議を始めさせていただきます。 国民健康保険事業の運営に関する協議会の会長をしております、民生児童委員の玉村と申します。本協議会の円滑な運営と活発なご議論を頂ければと思っております。各委員の皆様、ご協力をお願いいたします。
----	--

	それでは国保年金課長もご挨拶をお願いいたします。
国保年金課長	皆様こんばんは。本日はお忙しい中、また遅い時間となりますが、令和7年度第1回国民健康保険事業の運営に関する協議会にお集まりいただきまして大変ありがとうございます。 本来であれば保健福祉部長からご挨拶を申し上げるところであります、ただいま区議会の第1回定例会開会中で、その関係の業務等に外せない状況がございます、大変僭越ではございますが、国保年金課長の樋口から一言ご挨拶をさせていただきます。 こちらの協議会でございますけれども、これは国民健康保険法や、あるいは杉並区の国民健康保険条例に基づいて設置されているものでございます。 この会の趣旨としましては、国民健康保険は言うまでもありませんが、被保険者の皆様の日々の健康、ひいては生命に直結する非常に重要なものであり、かつ医療機関等の皆様のご協力があって初めて運営が成り立っていくといったものでございます。 したがいまして、保険者である区といたしましても、皆様に対してきちんと説明責任を果たすと同時に、皆様のご理解、ご協力を頂いた上でやっていかなければいけないものだという事で、この協議会が設置されているものだと理解しております。 つきましては、本日お諮りするのとは次年度の保険料の事についてということになりますけれども、皆様の活発なご質問あるいはご意見を頂ければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。
会長	ありがとうございました。 それでは最初に、本日の出席委員数、委員定数などについて報告をお願いいたします。
国保年金課長	では以後、着座にて失礼いたします。 本日は委員定数20名のところ17名、お一方遅れていらっしゃると思いますが、現時点において17名のご出席を頂いております。杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第6条に規定する定足数2分の1以上を満たしておりますことをご報告いたします。
会長	ありがとうございました。 それでは、1年ぶりの開催ですし、交代された委員もいらっしゃいますので、肩書きとお名前だけで結構ですので、被保険者代表の委員から、お一人ずつご

	挨拶をお願いいたします。
	(委員挨拶)
会長	ありがとうございます。 それでは配付資料の説明をお願いいたします。
国保年金課長	(資料の確認)
会長	本協議会の審議経過を議事録として記録する必要があるため、発言を録音させていただきますのでご了承ください。 また、発言の際には挙手をお願いします。私から合図し、職員がマイクをお持ちしますので、お名前を言っていただいてからご発言をお願いいたします。 それでは、議事に入る前に、杉並区国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第9条による会議録への署名委員を決めたいと存じます。慣例に従いまして、私から指名するということによろしいでしょうか。
	(異議なし)
会長	異議がございませんでしたので、私から指名させていただきます。 私のほかに、被保険者代表の平田敬子委員、公益代表の田中朝子委員をお願いいたします。 それでは、議題の(1)諮問事項の審議に入らせていただきます。 「令和7年度諮問第1号 令和8年度国民健康保険料率等の改正について」を上程いたします。 諮問内容につきましては、区からご説明願います。
国保年金課長	それでは私から諮問事項についてご説明いたします。 お手元に諮問文もございますが、私からの説明はホチキス留めになっている協議会資料でご説明させていただきたいと思います。 それでは1ページおめくりいただきまして、2ページを御覧になってください。 まずローマ数字のⅠ番で「国民健康保険制度改革の概要」としておりますけれども、こちらでポイントになりますのが、2段落目の途中「これにより区は」で始まっている文章があるかと思いますが、ここで「都が定めた納付金を納付するため、標準保険料率を参考に、保険料率等を定め賦課・徴収しなければなりません」と、こちらがポイントとなっております。 ここで何が言われているかということですが、下のイメージ図を見ていただきますと、中ほどの黄土色の塗りつぶしで「都道府県の国保特別会計」という

のがあるかと思います。こちらは、我々で言うと都になりますが、都の国保特別会計にまず一旦国保に関するお金を集めるということになります。区からは納付金という形でこちらを納めまして、そこに国や都から入ってくるお金、公費を一旦全て集める。そこから今度は医療機関に対する保険者負担分、通常ですと7割分ということになりますが、これを支出していくといったことになります。

このため、都からまず納付金をいくら納めなさいといった連絡が区に参りまして、併せて標準保険料率といったものも示されますので、これを参考にして区で保険料率等を定めて賦課・徴収し、その集まったものを都の特別会計に納めていくといったことになります。したがって、都の納付金から全てがスタートするのだとご理解いただければと存じます。

そのお金の流れを踏まえまして、今度はⅡ番になります「令和8年度特別区国民健康保険基準料率等の設定に係る基本的な考え方」という項目になります。こちらは3点ご説明させていただきます。

まず1番で「賦課総額の算出方法」という見出しがございます。これと併せて特別区の基準保険料率といったものについても説明をさせていただきたいと思うのですが、まず賦課総額ですけれども、ただいま申し上げました都が示した納付金額がまずございます。それと併せて後ろのほうに参考資料1というのが、1つ、2つめくると出てくるかと思うのですが、こちらで「賦課総額の基本的な考え方（イメージ図）」といったものがございます。これの下の「歳出」を見ていただきますと、まず東京都への納付金というのがおよそ200億円、これが一番大きな金額となっておりますが、それと併せて右に「特定健診」「保健事業費」など記載がありますけれども、こういった事業に充てるお金についても保険料から徴収するということになっておりまして、これが大体9億円程度ということになっております。合わせまして、およそ209億円が賦課総額となると。

それに対応しているのが上の「歳入」になりまして、一部一般会計からの繰入金ということで繰入れをする部分もあるのですが、209億円の大半、予算上ですと170億円程度ということになるのですが、これを保険料から徴収するということになってございます。

2ページに戻っていただければと思うのですが、こちらを徴収するための保険料率ということで、都からは標準保険料率といったものが示されるのですけ

れども、特別区におきましては、特別区で共通の保険料といったものを基準保険料率ということで算定してございます。こちらは特別区長会の総会において決定されたといったものでございまして、都の標準保険料率ですと、23区でもそれぞれ全然ばらばらの保険料率が示されてくるのですが、特別区においてはこれを一体的にやっ払いこうということで、標準保険料率を参考にしつつも、基準保険料率といったものを算定してございます。杉並区におきましてはこの特別区に共通の基準保険料率を適用しまして、これのとおり保険料率等の案を決定しているといったこととございます。

具体的にそれがいくらなのかということは後ほど説明いたしますが、それに先んじまして2番、3番のところを説明させていただきます。

3ページ目の一番上のところで2番「特別区独自の負担抑制策」ということで記載しております。

先ほど都が標準保険料率を示すということとを説明したのですが、これは納付金を納めるためにはいくらぐらいの保険料率が適当ですよといったものですが、特別区においては、これよりも若干低めの保険料率を設定しております。

どういう形で低めにしているかといったことですが、都の標準保険料率においては、保険料の未納発生を見込んで収納率で割り戻して賦課総額を算定するといった方法を取っています。

これがどういうことかということなのですが、例えばですけれども、100億円お金を徴収する必要があるといった場合に、実際に保険料の未納というのはどうしてもございます。その収納率が90%だといった場合には100億円賦課しても90億円しかお金が集まらないため、この100億円を90%つまり0.9で割りまして、大体110億円賦課しておこうというのがこの割り戻しというものになっております。

ところが、これを特別区において行う場合には、1つは、特別区は都市部ということで相対的に収納率が低くなっています。23区平均で大体90%ぐらいです。したがって割り戻しをすると1.1倍ぐらいに保険料が増えてしまうといったことがまずございます。

併せまして、23区の場合、平均では90%ぐらいなのですが、低いところで85%、高いところで95%以上とかなりばらつきがございまして。これをそれぞれの収納率で割りますと、当然統一の保険料ということにならなくなってしまいます。さりとて真ん中を取って90%で割り戻しをしますと集まってくる保険料が

多過ぎたり少な過ぎたりといったことが発生します。

こういった事情がございまして、23 区におきましては、収納率の割戻しということをあえて行わないと。それによって当然、保険料の収入に不足が発生してくるわけですが、そこについては法定外の繰入金、一般会計からの繰入金で補填する。そのことによって一定の負担抑制を行っているといったことがございます。これにつきましては次年度においても継続するということで、保険料を算定しております。

続きまして3 番目の「法定外繰入金の縮減策」ということなのですが、さりとて法定外繰入金というのは少なければそれに越したことはないといった側面もございますので、同時に縮減策といったことも次年度行っております。

この縮減策ということなのですが、30 年度に国保の制度改革があったときに激変緩和措置という位置づけで、納付金組入率といったものを設定しました。これがどういったものかという、例えば、仮に 100 億円納めないといけなとしたら、あらかじめ 6 %については法定外で繰入金でみることにして、賦課の段階で 94%、100 億円でしたら 94 億円賦課するといったことで 6 億円分の軽減をしようといったものがありました。これは平成 30 年度に 94%からスタートいたしまして、段階的に縮減・縮小してまいりました。

本年度・令和 7 年度においては、これが 99%といったところまで 100 に近づけたのですが、令和 8 年度におきましてはこの措置を終了しまして、この納付金組入率を 100%とするということといたしました。したがいまして、例えば 100 億円徴収する必要がある、あらかじめ 100 億円賦課すると。ただ先ほど申し上げたように、そこをさらに収納率で割り戻して 110 億円賦課するといったことは行わないといった取組になってございます。

続きましてローマ数字のⅢ番で「令和 8 年度国民健康保険料に係る主な制度改革等」という説明になります。こちら大きく 3 点ご説明いたします。

まず一番大きな点といたしまして、令和 8 年度から国民健康保険料に「子ども・子育て支援納付金分保険料」を追加するといったことがございます。

こちらは皆様、報道等でご承知おきかと存じますが、子ども・子育て支援制度といったものが創設されました。このことを受けまして、これに要するもろもろの費用が令和 8 年度から公的医療保険料に子ども・子育て支援金分の保険料として加算されるといったことがまずございます。

2 番目として「賦課限度額の変更」ということで、これは保険料の上限額と

	いったものになってございます。 これはほぼどれも今年度と変わらないのですが、医療分につきまして、この賦課限度額を令和7年度は66万円だったところ67万円。1万円になりますが、賦課限度額の増ということになってございます。 3番目に「均等割軽減の基準となる所得額の変更」ということで、均等割につきましては、所得が比較的低い方につきまして7割減、5割減、2割減という幾つかの軽減が施されるということになっております。この対象を決める際の所得等の判定基準が変わっております。 こちらの文章を読みますと「地方税法第314条の2第2項第一号に定める金額（43万円）に加算する金額」ということなのですが、これだと分かりにくいと思いますので、このページの一番下に減額判定基準額の計算方法を例として記しております。 これが5割減額の場合ですと、初めに43万円というのがあるのですが、その次に31万円掛ける被保険者数、世帯の被保険者数を足して、さらに10万何がしを足してという計算をするとなっております。この下線を引っ張っている31万円というのが7年度は30万5,000円だったのですがこれを5,000円増にして31万円になると。2割軽減の場合ですと、56万円なのが57万円に1万円増になると。このように5,000円、1万円増えたことによって5割軽減や2割軽減になる対象世帯の範囲というのが若干広がり多くなるということになってございます。 主に以上のような3点の制度改正がございました。 続きまして4ページを御覧になってください。以上の考え方、それから制度改正を踏まえまして、令和8年度杉並区国民健康保険料等の算定を行ったといったものになってございます。 こちらの記載のとおりではございますが、一番重要な点になりますので、若干読み上げさせていただきたいと思います。 まず「医療分」になりますが、こちらに賦課割合や賦課限度額の記載もありますけれども、3番目で均等割額を見ていただきますと、4万7,600円。こちらが前年度4万7,300円よりも300円増となっております。 所得割率が7.51%で前年度の7.71%から0.20ポイントの減ということになってございます。 続きまして後期高齢の「支援金分」です。こちらは均等割額が1万7,600円
--	--

で、前年1万6,800円から800円の増。所得割率が2.80%で、前年度2.69%から0.11%の増となっております。

続きまして「介護分」になりますが、均等割額が1万7,800円で、前年度1万6,600円から1,200円の増。所得割率が2.43%で、前年度2.25%から0.18%の増となっております。

最後に、新設されました「子ども分」、子ども・子育て支援金分ということになりますが、こちらがまず均等割額が1,800円となっております。次は18歳以上73円となっておりますが、これが何かと言いますと、この子ども・子育て支援金分については均等割額ということで、被保険者の方全員、生まれたばかりの赤ちゃんも含めまして、一度一人当たり1,800円というのが賦課されます。ただし、0歳から18歳未満の方につきましては、均等割については全額軽減ということになってございます。軽減された分については、公費も入るのですけれども、公費を除いた分については、18歳以上の方に対して割り直して、負担していただくということになってございます。それを割り直した結果が73円ということになりますので、結論として言いますと18歳未満の方については0円だけれども、18歳以上の方については1,873円となります。

最後に子ども分の所得割率が0.27%ということになってございます。

この辺りのことを表にまとめましたのが、参考資料2の8ページになりますが、こちらで一覧の形でまとめております。

さらに参考資料3を御覧になっていただきたいのですが、こちらで納付金と保険料の関係ですとか、そういったことを改めて表にまとめております。この参考資料3で2点追加の説明をさせていただきたいと思います。

まず1点目は、上半分が特別区全体ということになっているのですが、この中の「一人当たり納付金」という部分と、「一人当たり保険料」という部分を御覧になっていただければと思います。

ここのところで前年度と比べて、国民健康保険料には大きく、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分、子ども・子育て支援金分とあるのですが、それがどのようにその増減に対して影響しているかといった内訳を示しております。

「一人当たり納付金」を見ていただきますと、基礎賦課（医療分）はむしろ減額になっておりまして、それに対して、新設された子ども・子育て支援金分が4,226円増で大きな要因を占めていて、続いて介護分、後期分となつてござ

	います。 「一人当たり保険料」についても同様で、基礎賦課（医療分）については、691 円と比較的小さな増ですけれども、子ども・子育て支援金分については4,227 円の増で、介護納付金分、後期高齢者支援金分と影響が出ているといったことをご確認いただければと思います。 それからもう1つが、下半分は杉並区でどうかということなのですから、このさらに下半分で保険料率を示しております。 太字になっております令和8年度というのが、先ほどご紹介した杉並区の分ということですが、それと併せて冒頭近くでご説明しました都が示した標準保険料というものを③で示しております。令和8年度黒字の部分と、③となっております都の標準保険料を比べていただきますと、区の保険料のほう若干減額になっているといったことがご確認いただけるかと思います。 一番右端に合計額を示しておりますけれども、都の標準保険料率ですと、所得割だと14.06%となっているのが、先ほど申し上げた軽減措置を図った結果、23 区の標準保険料、したがって杉並区の保険料におきましては13.01%で1.05%の軽減。均等割については9万334 円に対して8万4,873 円で、5,461 円の軽減措置が取られているといったことをご確認いただければと思います。 続きまして、一旦また戻っていただきまして今度は5 ページ目以降になります。こちらは「保険料の軽減に係る条例改正」ということなのですが、均等割の金額が、今年度と次年度と変わってまいりますので、それに伴いまして変わってくるものを記載しております。 1 番目は「均等割額の軽減」ということですが、先ほどご説明した2 割減、5 割減、7 割減がございます。元になる均等割額が変わってまいりますので、軽減額がいくらになるといったものを計算すると当然こういった計算になりますよといった一覧表です。 2 番目が「未就学児の被保険者均等割額の軽減」で、次のページの3 番目が「出産被保険者の保険料の軽減」といったものがありますけれども、こちらも均等割の軽減措置なのですが、同様に元になる均等割額が変わったので、これらの軽減をした結果、いくらになるのかといった均等割額も変更になってくるといったもので、こちらも計算式に当てはめていくと自動的にこういった数値が出てくるといったもので、一覧表の形で記載をさせていただいております。 私からの説明は以上になります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
--	--

会長	ありがとうございます。 それでは、ただいま説明のあった諮問事項について、ご質問、ご意見がございましたらお願いいたします。
委員	1点だけなのですが、資料の4ページにある保険料率等の算定のところですが、ここはそれぞれ「医療分」と「介護分」とかに「賦課割合」というのがありますが、ここにはそれぞれ「医療分」と「介護分」と、それから参考資料2にある「賦課割合」が一致してないのですが、その理由は何でしょうか。
会長	お願いいたします。
国保年金課長	ご質問ありがとうございます。ご指摘の4ページで言いますと「医療分」が所得割と均等割、59対41となっているのに対して、参考資料2を見ますと58対42になっているとか、その辺りのご質問かと思います。 まず参考資料2で58対42となっていますが、これは特別区全体での数値ということになってございます。特別区では特別区長会事務局で、東京都から示された納付金を元に所得割と均等割の割合が58対42になるようにというのを1つのターゲットにしまして、そうなるようにするには、所得割と均等割を実際にいくらにしたらいいのかといったことをまず計算いたします。その結果が7.51%と4万7,600円ということになります。 次に杉並区では、この7.51%や4万7,600円という保険料水準をまず適用しまして、今度はそれで計算して賦課をしていくと、所得割額と均等割額が総額としてどのくらいの割合になるのかといった計算をいたします。 したがって、特別区長会事務局では所得割と均等割の割合から始まって、保険料水準を出していくのですが、杉並区ではその保険料水準を今度初めに使って、足し上げていくと所得割と均等割が幾らになるのかといった計算をいたします。 この所得割と均等割の割合を考える場合には、所得水準が高いと、おのずから所得割の割合というのは高くなっていくことになります。恐らく23区の平均よりも杉並区が若干ですが所得水準が高いことによって、58対42になっていたのが、結果として59対41となるとご理解いただければと存じます。
会長	よろしいでしょうか。 ほかにご質問ございませんでしょうか。 お願いいたします。
委員	数字に関しては何が適正なのかよく理解できないので、その前提となる3

	ページの上、2のところの2行目ですけれども、「特別区においては（1）収納率が相対的に低く」とあるのですが、これが前提になって次の話があるのですけれども、収納率が相対的に低いのはなぜでしょうとか、どういうことですか。
国保年金課長	ご質問ありがとうございます。こちらは国民健康保険の場合、年齢層が高いと収納率が上がっていくという顕著な傾向がございます。つまり年齢が上がっていくにつれて、なんといいいますか真面目に払ってくれるようになっていくといいいますか、そういった傾向がありまして、国民健康保険の場合でも、地方を見ますと収納率が顕著に高いのですね。97%、98%ぐらい行っているようなところが相当ございます。 それから、国民健康保険と後期高齢者医療制度を比べた場合でも、後期高齢ですと、大体98～99%ぐらい収納率というのがございます。ところが23区で見ますと、先ほど申し上げたように平均でも90%ぐらいの収納率。その中でもかなり開きがあって85%から95%ぐらいの幅があると。杉並区の場合には大体平均ぐらいの90%前後といったことになってございます。 理由としましては、どうしても年齢構成によって収納率の低い、高いという地域性が出てきてしまうのご理解いただければと思います。
会長	よろしいでしょうか。
委員	払わない人がいるということですね。端的に言うと。
国保年金課長	お見込みのとおりでございます。
委員	若年層が多い都市部というか特別区は、その割合が高いという解釈ですね。
国保年金課長	そのとおりでございます。
委員	払わなくてもいいのですか。
国保年金課長	払わなくていいということは当然なくて、当然支払っていただかなくてはけませんし、私どもでも未納の方については、督促状、催告書を出し、場合によっては財産調査を行って差し押さえを行うといったことも行っておりますけれども、現状、結果としては90%前後の収納率になってしまっているというのが現状でございます。
委員	この場で話題にすることではないかもしれませんが、払えない方がいるという現状の方が問題なのではないかなと。もちろん制度を維持するために払う義務があるわけですが、それでも90%、区によっては85%みたいな、払えない方がいるということに関して、この制度設計のところで何かこう、もっと、ちゃんとみんな

	が払えるような状況というのをつくるべきだろうなど。これは感想です。理解しました。
会長	ありがとうございます。 ほかにご質問ありますでしょうか。 どうぞ。
委員	杉並区さんは収納率向上のために大変ご苦労されているということは私も重々承知しております。 収納率の話が今出ましたけれども、外国人の方が増えているというところもあると思ひまして、ここのところについて杉並区さんとしては、今後どのように外国人に対する収納率、高くはないと思うのですけれども、どのように進めていくかというお考えをお聞かせいただければありがたいと思います。
国保年金課長	ありがとうございます。 外国人の方の未納問題というのは、報道等でもよく耳にするところでございますけれども、まず杉並区の基本的な考え方としましては、外国人であるか日本人であるかにかかわらず、徴収努力というのは最大限行っていかなくてはならないという認識でございます。 その考え方について、もう少し背景といいますか、状況をご説明しますと、外国人の未納問題というのは、本質的には、先ほど申し上げた若年層の収納率が低いといったようなことが本質的なかなと認識しております。 私ども杉並区において、滞納世帯率という考え方にはなるのですが、年代別に滞納世帯率がどうなっているのかといった計算を実績に基づきまして行ったことがございます。 それを見ますと、細かい数字はこの場で省かせていただきたいのですが、大体、年代で輪切りにすると、滞納世帯率というのは日本人と外国人とそれほど変わらないのです。むしろ40歳未満で見ると、日本人の滞納世帯率のほうが高いぐらいの状況になっています。ところが外国人、特に今増えている外国人の方というのは若年層が圧倒的に多いと。そうしますと年代別で見ると同じような状況だけれども、若年層の占める割合が非常に高いので、外国人全体、日本人全体で比べると、結果として外国人のほうが、滞納率が高い、収納率が低いになってしまうといった数字をはじいております。 そこで先ほどの結論の話にまた戻るのですが、そうしますと日本人か外国人かという問題よりは、年齢構成によるものが大きい。課題としては若年の方に

	ついてもきちんと払っていただかないといけない。それは日本人も外国人も同じだと認識しておりますので、対策として言えば、どちらであろうと徴収努力を最大限行っていくということが大事だと認識しております。
会長	ありがとうございました。 ほかに質問ございますでしょうか。 お願いいたします。
委員	後ろの参考資料3なのですけれども、素朴な疑問で、今、医療費は本当に高齢化とともに一般的には上昇しているという印象があるのですけれども、この特別区全体の医療費の納付金額のところですね、前年度比でマイナスに抑えられているのですが、ここはどういう理由からそうなっているのかをお聞かせください。
国保年金課長	ありがとうございます。ご指摘のとおり医療費という面では、高齢化と、ごめんなさい、高齢化は後期高齢者医療制度がありますので、さほどではないかもしれないのですが、医療技術の高度化等もありまして、医療費は年々増加しているといったことはございます。 ただ、今回この「基礎賦課（医療分）」の納付金が、1人当たりでいうとマイナスで収まったといったのは、東京都でちょっと頑張っていたといったようなことがございまして、何でこうなるかということですが、まず令和6年度の都の特別会計の決算剰余金という言い方をするのですが、結果として余ったお金が比較的多かったと、大体200億円ぐらいあったということです、東京都全体でということになります。 この余ったお金の使い道としては2つありまして、1つは、何かあったときのために基金という形で積み立てておくという方法。もう1つは次々年度、8年度の納付金の軽減に活用するといった方法がございます。 どちらにしましょうかという話がありまして、我々区市町村でも、それは納付金の軽減に活用してくださいといった要望も出したのですけれども、結果として東京都で積立に充てるのは必要最小限にして、200億円のうち182億円を納付金の軽減に活用しようではないかということになりました。 このような形で令和6年度の決算剰余金のうち、およそ182億円を令和8年度の納付金の軽減に活用したといったことがありまして、その結果として1人当たりまでばらしていきますと、こちらに記載あります1,787円の減につながったといったことになってございます。

会長	どうぞ。
委員	今お伺いしたとおりで、納付金は下げられたということは理解しましたけれども、同じ参考資料3の「一人当たり保険料」で、保険料は下がるどころか、691 円若干ではありますけれども、増えているという、この理由についても伺いたいと思います。
国保年金課長	ありがとうございます。 こちらは東京都へ納付金を納めるために保険料を徴収するということになってくるのですけれども、先ほど保険料納付金の構成ということで、参考資料1でご説明した歳出のところにも関係してくるのですが、この中で保険料として徴収するお金ということで、「出産一時金」といったものがあるのが確認できるかと思います。令和7年度、今年度までは、この「出産一時金」で歳出するお金のうち、一定割合は一般会計から、これは法定繰入金、法定外ではなくて法定繰入金として入れているです。法定繰入金で一般会計から入れる分、保険料は安くしていいですよといった国の規定がございました。 こちらが国でその扱いというか考え方に変更がありまして、この「出産一時金」に対して、法定繰入金で一般会計から繰り入れるということは、7年度で終わりです。令和8年度からは、そこは繰入金ではなくて、保険料でみなさいという制度の変更がございました。これによりまして、23区全体の数字になるのですけれども、およそ20億円弱、一般会計から繰り入れるお金を減らして、その分を保険料で賦課しなくてはならないということになりました。 その結果として、都へ納める納付金は減額になっているのですが、そこが保険料医療分の増要因ということになって、結果としてこちら1人頭、保険料では医療分691円増ということになったということでございます。 一般会計からの繰入金に関する国の規定が変わったということで、この結果になったとご理解いただければと思います。
会長	よろしいでしょうか。 ほかにご質問はございますでしょうか。もう一度お尋ねします最後に意見のある方はいらっしゃいますか。 ないようですので、これでお諮りいたします。「令和7年度諮問第1号 令和8年度国民健康保険料率等の改定について」を承認することに異議はございませんでしょうか。
	(異議なし)

会長	異議がないものと認め、「令和7年度諮問第1号 令和8年度国民健康保険料率等の改定について」につきましては、原案を適当と認める旨、区長に答申することといたします。 それでは事務局から答申文案を配付してください。
	(答申文案配付)
会長	答申文案はお手元に届きましたでしょうか。 それでは事務局から朗読をお願いいたします。
国保年金課長	朗読いたします。 令和8年度国民健康保険料率等の改定について(答申) 令和8年2月17日付け7杉並第59870号により、当協議会に対し諮問のあった「令和7年度諮問第1号 令和8年度国民健康保険料率等の改定について」、下記のとおり答申します。 記 原案を適当と認める。 以上でございます。
会長	答申文案に異議はございませんでしょうか。
	(異議なし)
会長	異議がないようですので、案のとおり答申書を区長へ提出いたします。 以上で諮問事項の審議は終了いたしました。 それでは、次第の(3)「その他」として、事務局から何かございますでしょうか。
国保年金課長	本日は活発なご審議を頂きまして、どうもありがとうございました。 最後に事務局からですが、先ほど議事録署名委員に選任されました平田委員、田中委員には、議事録が完成しましたら、事務局から依頼に伺いますので署名をお願いいたします。 事務局からは以上です。
会長	ありがとうございました。 本日の国民健康保険事業の運営に関する協議会は、これをもって閉会といたします。ご協力ありがとうございました。